

令和元年又は令和3年8月豪雨により滅失または損壊した償却資産の所有者が発災した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、当該滅失または損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得した（または当該損壊した償却資産の改良を行った）場合、当該取得された（または改良を行った）部分にあたる償却資産については、当該償却資産の取得（または改良を行った）日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税に限りその価格の2分の1とする特例措置が講じられています。（地方税法第349条の3の4）

### ○特例対象者

令和元年又は令和3年8月豪雨により滅失または損壊した償却資産の所有者等

### ○特例措置の対象となる資産

#### 1. 対象資産（代替償却資産）

ア：令和元年又は令和3年8月豪雨により滅失または損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という）に代わるものとして取得した資産

イ：令和元年又は令和3年8月豪雨の被災により、被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

※ 代替償却資産とは原則として次の要件を満たすものをいいます

- ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的または使用用途が同一であるもの
- ・代替されることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること

※ 前年までに代替償却資産特例申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

#### 2. 取得期限

① 令和元年8月豪雨災害によって被災代替された償却資産の場合

→令和元年8月26日～令和6年（2024年）3月31日に取得又は改良を行ったもの

※令和2年3月31日を起算日として4年間

②令和3年8月豪雨災害によって被災代替された償却資産の場合

→令和3年8月13日～令和8年（2026年）3月31日に取得又は改良を行ったもの

※令和4年3月31日を起算日として4年間

#### 3. 特例率

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、課税標準を2分の1に軽減します。（地方税法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

### ○提出書類

代替償却資産特例の申告にあたっては次の書類をご提出ください。

- （1）豪雨災害に係る被災代替償却資産特例申告書
- （2）代替償却資産対照表
- （3）被災償却資産が令和元年又は令和3年8月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類
  - ・更正通知書（写），被災証明書（写），固定資産台帳（写）等

- (4) 被災償却資産が所在したことを証する書類
    - ・償却資産申告書及び種類別明細書（写）等
  - (5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類
    - ・被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類（写）等
  - (6) その他
    - ア 令和3年1月2日から災害発生日の前日までの間に取得し、令和3年8月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類を提出してください。
      - ・納品書（写）、売買契約書（写）等
    - イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併又は分割承継法人である場合にも特例適用が認められます。
      - ・相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本（写）等）
      - ・合併又は分割法人の場合：合併又は分割承継法人であることを証する書類（登記簿謄本（写）等）
- ※（3）については、令和3年8月豪雨に限り令和3年度に武雄市で令和3年8月豪雨に係る償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。
- ※（4）及び（5）については、武雄市で被災した償却資産について武雄市でその代替償却資産を取得する方は提出不要です。
- ※ その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

<必要書類早見表>

必要書類	市内で被災し 市内に代替	市外で被災し 市内に代替	市内で被災し 市外に代替
償却資産申告書	○	○	○
(1) 令和元年又は令和3年8月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書	○	○	
(2) 代替償却資産対照表	○	○	
(3) 被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類	○	○	
(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類		○	
(5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類		○	
(6) その他	○該当される場合は必ず添付		

○**提出時期**

代替償却資産を取得、又は改良を行った翌年の1月31日まで（償却資産申告書と併せて提出してください）

○**提出先**

武雄市役所 総務部 税務課 資産税係 償却資産担当

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和12-10

※この特例通知は、被災されていない方へも送付しています。